

和五十六年十月十三日農林水産省告示第千四百九十一号、昭和五十七年三月二十三日農林水産省告示第百五十九号、平成元年十一月十六日農林水産省告示第千五百十九号、平成二年一月五日農林水産省告示第五号六、平成五年六月十一日農林水産省告示第七百十四号、平成五年九月二十日農林水産省告示第千五百十六号、平成六年二月四日農林水産省告示第百四十八号五、平成六年四月十五日農林水産省告示第七百二十三号一、同第七百二十三号四、平成六年八月八日農林水産省告示第千二百二十二号、平成十年十月二十九日農林水産省告示第千六百七十八号一、同第千六百七十九号

○経済産業省告示第百九十九号
中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第三項第一号の規定に基づき、同号の事業者を次のように指定する。

平成十五年十二月十六日

番号 名称 住所
3987 株式会社デジキョー 東京都品川区大井一丁目二十四番五号

○特許庁告示第五号
特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十二年通商産業省令第二十四号）第八十条の規定に基づき、昭和五十三年九月二十九日特許庁告示第二号（国際事務局の口座及び本邦通貨の金額を定める件）の一部を次のように改正し、平成十六年一月一日から施行する。

平成十五年十二月十六日

第七十八号二、同第千六百七十八号四、同第千六百七十八号五、同第千六百七十八号七、平成十二年一月二十四日農林水産省告示第千五百十一号一
(二) 変更に係る指定実施要件
1 立木の伐採の方法 変更しない
2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び植栽の種類 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び植栽の種類は、次のとおりとする。
(ア) 次の図、及び「次のとおり、は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）」

経済産業大臣 中川 昭一
平成十五年十一月二十六日から平成十六年十一月二十五日まで

○特許庁告示第六号
特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十二年通商産業省令第二十四号）第七十八条の三の規定に基づき、昭和六十年九月二十一日特許庁告示第二号（特許庁以外の国際調査機関に対する手数料の納付のための口座及び調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件）の一部を次のように改正し、平成十六年一月一日から施行する。

平成十五年十二月十六日

第一号を次のように改める。
一 本邦通貨の金額
1 千四百スイス・フラン 十一万六千円
2 十五スイス・フラン 千二百円
3 二百スイス・フラン 一万六千六百円
4 百スイス・フラン 八千三百円

特許庁長官 今井 康夫

第二号中「十二万九千五百円」を「十九万六千五百円」に改める。

特許庁長官 今井 康夫

○国土交通省告示第千五百四十九号
日本道路公団において次のように道路の区域を決定したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成十五年十二月十六日から三十日間中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成十五年十二月十六日

路線名	近畿自動車道名古屋圏関係道路の区域	問	敷地の面積	延	長
区	区	問	最大	最大	最大
区	区	問	最小	最小	最小
区	区	問	最大	最大	最大
区	区	問	最小	最小	最小

国土交通大臣 石原 伸晃

○国土交通省告示第千五百五十一号
土収収用法（昭和二十六年法律第百二十九号）第二十条の規定に基づき、事業の認定を受けたものについて告示する。

平成十五年十二月十六日

国土交通大臣 中川 昭一

さらに、本体工事及び関連工事の一部である擁壁及び水路設置工事に伴う付帯工事として施工する床掘工事については、土収収用法第3条第35号に規定する事業に該当する。以上のことから、本件事業は、土収収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 土収収用法第20条第2号の要件への適合性について
本件事業は、佐賀県東松浦郡浜玉町大字大江字大江前地内から同県同郡同町大字東山田字外原地内まで（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする一般国道497号の新設事業であるところ、一般国道の新設は道路法第12条本文の規定により国土交通大臣が行うものとされている。また、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当し、同項の規定により指定区間の管理は国土交通大臣が行うものとされていることから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、土収収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 土収収用法第20条第3号の要件への適合性について
(1) 申請事業の施行により得られる公共の利益について
本件事業は、高規格幹線道路である西九州自動車道の整備による九州圏の交通ネットワークの形成を主目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）第1種第2級の規格に基づく4車線の自動車専用道路建設に係る事業である。

西九州自動車道は、福岡県福岡市から佐賀県唐津市、長崎県佐世保市を經由し、佐賀県武雄市に至る、九州西北部地域を外環状に結ぶ延長約150kmの高規格幹線道路であり、本件事業を含め順次整備中である西九州自動車道が完成することにより、当該地域から福岡都市圏や福岡空港、重要港湾唐津港等へのアクセスの向上による地域間連携の強化、西海国立公園、玄海国立公園に連なる広域観光ルートの形成等に寄与することが期待されている。

第1 起業者の名称 国土交通大臣
第2 事業の種類 一般国道497号新設工事「西九州自動車道「唐津道路」新設工事（佐賀県東松浦郡浜玉町大字大江字大江前地内から同県同郡同町大字東山田字外原地内まで）並びにこれに伴う町道及び農業用道路付替工事並びにこれに伴う付帯工事
第3 起業地
1 収用の部分 佐賀県東松浦郡大字大江字大江前及び字田貫、大字南山字中繩手、大字横田字白野、字山本及び字高雄並びに大字東山田字湯ノ本、字小山田、字若根、字赤野、字姫小路、字鏡山及び字外原地内
2 使用の部分 佐賀県東松浦郡浜玉町大字東山田字小山田、字姫小路及び字鏡山地内
第4 事業の認定をした理由
平成15年9月16日に国土交通大臣より申請のあった一般国道497号新設工事「西九州自動車道「唐津道路」新設工事（佐賀県東松浦郡浜玉町大字大江字大江前地内から同県同郡同町大字東山田字外原地内まで）並びにこれに伴う町道及び農業用道路付替工事並びにこれらに伴う付帯工事（以下「本件事業」という。）に関する事業認定の理由は、以下のとおりである。
1 土収収用法第20条第1号の要件への適合性について

本件事業のうち、一般国道497号新設工事（以下「本体工事」という。）は、土収収用法第3条第1号に掲げる道路法（昭和27年法律第180号）による道路に関する事業に該当する。

また、本体工事の施工により遮断される町道及び農業用道路の機能を維持するための付替工事（以下「関連工事」という。）は、それぞれ土収収用法第3条第1号及び第5号に規定する事業に該当する。